

---

プロジェクト      リース

項目                      第 138 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 138 回リース会計専門委員会（2023 年 11 月 27 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 貸手のリース期間

### （全体に対する意見）

2. 事務局提案に同意する。

### （本会計基準案第 30 項を原則とすべきとの意見）

3. 事務局提案に同意する。貸手のリース期間について IFRS 第 16 号と同様の取扱いを認めることにより本会計基準案等でファイナンス・リースに該当するかどうかの判定を揃えることが可能となり、IFRS 任意適用企業のコスト負担が軽減されるメリットは大きいと考える。
4. IFRS 第 16 号におけるリース期間を原則とし、見積りが困難な場合に本会計基準案第 30 項によるリース期間の決定方法を認めるとする場合、貸手はリース期間を決定するプロセスとして、まず、借手によるオプションの行使可能性を見積ることが必要となる。当該見積りの困難性を考慮すれば、原則は本会計基準案第 30 項とすべきであると考え。

### （IFRS 第 16 号におけるリース期間を原則とすべきとの意見）

5. 本会計基準案第 30 項に定める貸手のリース期間とすることと IFRS 第 16 号と同様に借手と同様のリース期間とすることの選択適用を認める事務局提案に同意するが、国際的な会計基準との整合性の観点からは、原則は IFRS 第 16 号と同様とし、例外として借手のリース期間の見積りが困難な場合に本会計基準案第 30 項を認める方法が良いと考える。また、見積りが困難な場合が過大に解釈される懸念に対しては、見積りが困難な場合を例示することにより対応可能であると考え。
6. IFRS 第 16 号と同様のリース期間を原則として定める方が、IFRS 第 16 号と日本基準を対比する際に原則はコンバージェンスしており一部例外があるという見え方となるため、会計基準として望ましいと考える。

**(その他)**

7. 現状の文案では、貸手は、借手が決定した借手のリース期間と同じ期間を貸手のリース期間として決定するようにも読めるため、借手のリース期間の決定方法と同じ方法で決定するということが分かるように表現を見直す必要があると考える。
8. 会計方針は通常、類似の事象・取引等について同一の会計処理が首尾一貫して適用されるべきものであるため、選択した貸手のリース期間の決定方法をすべてのリースについて一律に適用することを求める場合は、理由を追加して説明する必要があると考える。
9. 借手によるオプションの行使可能性を貸手が見積ることが可能か否かは、契約によって異なることも想定されるため、選択した貸手のリース期間の決定方法をすべてのリースについて一律に適用とするのではなく、弾力的な対応とすることも考えられる。
10. 会計方針として一律に適用を求めることに同意するが、IFRS 第 16 号におけるリース期間を選択した場合は、見積りが困難な場合に見積りを行わず解約不能期間をリース期間とすることができない点は懸念がある。
11. IFRS 任意適用企業への影響という観点からは、貸手のリース期間のみならず、貸手のリース料も IFRS 第 16 号と合わせることも検討する必要がないか確認したい。
12. 貸手が IFRS 第 16 号におけるリース期間を選択しリース期間を借手と同様に見積る場合、本会計基準案等における借手のリース期間の変更に関する定めについても、貸手に適用されるのが不明確であるため、会計基準等の参照の記載又は会計基準等への具体的な記載が必要であると考えられる。

**注記事項****(開示の情報量の過不足に対する意見)**

13. 事務局提案に同意するが、開示の情報量の過不足については作成者と利用者の立場の違いからさまざまな意見が出ているものと考えられる。そのため、アウトリーチ等により注記事項の有用性を確認したうえで判断することが考えられる。
14. 開示の情報量が足りないというコメントの対応について、開示を追加することのコストについて事務局の分析に同意するが、要望されている注記事項のベネフィットについてはアウトリーチを実施した上で検討することが考えられる。
15. 調整表を開示すべきというコメントは、有形固定資産や資金調達債務で求められている開示と同様の開示をリースに対しても求める意見と考えられる。現行の企業会計基準第

13号等におけるリースの注記は、リース資産の種類別の内訳の開示がないため、開示が十分ではない可能性があると考えます。

16. セール・アンド・リースバック取引について売却価額も開示すべきとのコメントは、本会計基準案等のセール・アンド・リースバック取引の会計処理がIFRS第16号と異なることから開示を求めているものと考えます。そのため、国際的な水準以上の負担を作成者に求めることとなるという理由のみで対応しないとすることは適当ではなく、理由を追加して記載すべきと考えます。
17. 開示を追加しない場合でも、審議の過程を結論の背景に記載することで、どのような情報が有用なものなのかを判断する際の参考となり、重要と考えられる情報について開示目的に従って開示を行うことにつながる可能性があると考えます。

#### **(開示目的アプローチの採用に対する意見)**

18. 開示目的アプローチについては、財務諸表利用者が必要と考える開示の範囲と財務諸表作成者が必要と考える開示の範囲について乖離があると思われるため、アウトリーチを行うことが有用であると考えます。

#### **(短期リースの注記に関する意見)**

19. 短期リースの注記の必要性についてもやや疑問がある中で、短期かつ少額のリースについて、注記の対象となることに違和感がある。少額リースは金額的に重要性が乏しいことから実務上の負担を考慮し注記の対象外としていることを踏まえれば、短期かつ少額のリースについても注記は不要とすべきと考えます。
20. 短期リースと少額リースは性質が異なるため、これを合算して開示する理屈はないと考えます。少額リースは短期リースと異なり将来の資金を拘束するものであり、また、少額リースを合計すると金額的に重要となる企業もあると考えられるため、通常は短期リースと少額リースは区別され管理されていると考えられる。そのため、注記のために集計することが実務上の負担となるとは考えにくい。
21. (前項の意見に対して) 少額リースは基本的に重要性が乏しいことから費用処理をしているものであり、すべてを合計すると重要性があるという考え方には違和感がある。

### **コメント対応表 (質問 21)**

#### **(コメント 21-16)**

22. 建物とその敷地は一体としてリースに供され、両者の相互依存性・関連性が高いことから、通常は一つの「独立したリースの構成部分」になると考えられる。単一の使用権資産として扱われるものを、注記において土地と建物に分けて開示を求めるのは矛盾があるのではないかと考える。また、IFRS においては土地と建物を一体として会計処理している使用権資産を土地部分と建物部分に適切に按分する実務も現時点では醸成されているとはいえ、両者を曖昧な方法で按分して注記することについて慎重な検討が必要と考える。

### **コメント対応表（質問 22）**

#### **（コメント 22-3）**

23. 個別財務諸表における取引の種類別（例：割賦取引、貸付取引、信販取引等）の売上高の総額開示は、有用な情報であると考え。この点、連結財務諸表においては当該開示がなされていないため、貸手における個別財務諸表の注記について記載を求めないとする取扱いについては、アウトリーチを実施するなどして慎重に検討すべきであると考え。
24. （前項の意見に対して）リース業における売上高及び売上原価を取引に応じて分解し開示する実務はリース業での規範性のないルールに基づいて行っているものであり、会計基準で求められている開示ではないため、個別財務諸表の注記とは関連しない。

### **オブザーバーからのコメント**

#### **（注記事項）**

25. 短期かつ少額のリースについて、注記の対象となることに違和感があるため、注記を必要とするのであれば、明確な理由を説明する必要があると考える。

以 上